○議　事　日　程（第２号）

令和７年６月13日　午前９時開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　一般質問

日程第３　議案第44号　関ケ原町税条例の一部を改正する条例について

日程第４　議案第45号　関ケ原町太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の制定について

日程第５　議案第46号　関ケ原町景観条例の一部を改正する条例について

日程第６　議案第47号　令和７年度関ケ原町一般会計補正予算（第３号）

日程第７　議案第48号　令和７年度関ケ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）

日程第８　議案第49号　令和７年度関ケ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第１号）

日程第９　議案第50号　令和７年度関ケ原町介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第10　議案第51号　令和７年度関ケ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）

日程第11　議案第52号　令和７年度関ケ原町公共下水道事業会計補正予算（第１号）

日程第12　議案第53号　令和７年度関ケ原町農業集落排水事業会計補正予算（第１号）

日程第13　請願第１号　「再審法改正を求める意見書」を国に提出することについての請願について

○本日の会議に付した事件

日程第１から日程第13まで

（追加日程）

追加日程第１　議案第55号　令和７年度関ケ原町一般会計補正予算（第４号）

○出席議員（８名）

１番	北　村　一　磨　君	２番	吉　田　　　仁　君
３番	子　安　健　司　君	４番	中　川　武　子　君
５番	田　中　由紀子　君	６番	松　井　正　樹　君
７番	谷　口　輝　男　君	８番	髙　木　博　之　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町　　　　長	西脇康世君	副　町　長	藤田栄博君
教　育　長	渡邊勝敏君	参事兼総務課長	澤頭義幸君
企画政策課長	高木久之郎君	地域振興課長	関東正晃君
会計管理者 兼税務課長	福安健司君	住民課長	西村克郎君
産業建設課長	兒玉勝宏君	水道環境課長	坂東　崇君
診療所事務局長 兼医療保健課長	小畑政治君	教育課長	徳永英俊君
西消防署長	桐山　潤君	古戦場活用推進課長	安部　樹君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	難波真哉	書　　　記	西尾英典
書　　　記	西村里美		

開議　午前９時12分

開議の宣告

○議長（松井正樹君）　これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（松井正樹君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、５番　田中由紀子君、７番　谷口輝男君を指名します。

日程第２　一般質問

○議長（松井正樹君）　日程第２、一般質問を行います。

順次質問を許します。

１番　北村一磨君。

〔１番　北村一磨君　一般質問〕

○１番（北村一磨君）　それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問項目、地域防災体制の強化と防災教育の実効性向上について。

質問要旨、関ケ原町は山間部が多く、また東西を結ぶ交通の要衝でもあることから、地震・豪雨・土砂災害など多様な災害リスクを抱えています。特に気候変動の影響により豪雨災害の頻度と規模は全国的に増加傾向にあり、本町においてもこれまで以上に実効的な防災体制の構築が求められています。また、高齢化が進む中で、災害時における災害弱者への支援と住民一人一人の防災意識向上が重要となっています。

本町においては、災害時の初動対応において消防団の存在が極めて重要です。特に地震や豪雨災害など、発災直後の迅速な初動対応や地域の避難誘導には、消防団の機動力と地域性が強く求められます。一方で、消防団員の高齢化や団員数の減少、災害対応に対する負担の増加といった課題も顕著化しています。

そこで、以下の５項目についてお伺いします。

１．地域防災計画の現状と見直しの必要性について。

関ケ原町地域防災計画は、最新の災害想定や気候変動への対応を反映しているでしょうか。

過去の訓練や災害対応の教訓は、計画にどのように生かされていますか。

２．高齢者・障害者など要配慮者支援と消防団との連携について。

災害時要配慮者名簿は最新の状態に保たれていますか。

避難支援計画（個別避難計画）の策定状況と実効性はいかがでしょうか。

消防団との情報共有や協力体制を強化するお考えはありますか。

３．防災訓練の内容と住民参加の実態について。

近年実施された防災訓練の規模、参加者数、内容を教えてください。

高齢者や子育て世代にも参加しやすい訓練日程や内容になっているでしょうか。

訓練後の検証やフィードバック体制はどのようになっていますか。

４．消防団の体制と課題について。

現在の消防団の団員数、年齢構成、所属率の推移について伺います。

近年、団員の減少や高齢化が進んでおりますが、町としての現状認識と対応策はいかがでしょうか。

団員確保のために、若者や女性の参加を促す具体的な施策はあるのでしょうか。

地域活動や防災教育と連携しながら、消防団の役割に共感を持ってもらう工夫について伺います。

５．防災教育・啓発の取組について。

小・中学校での防災教育の実施状況と内容を教えてください。

地域住民向けの防災講座や啓発活動は年何回程度行われており、どのような工夫がなされていますか。

避難所の場所や開設の仕組みを住民に周知するための取組は十分でしょうか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（松井正樹君）　答弁を求めます。

澤頭総務課長。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君）　失礼をいたします。

それでは、地域防災体制の強化と防災教育の実効性向上について御答弁をさせていただきます。

まず、地域防災計画の現状と見直しの必要性についてでございます。

地域防災計画は、災害対策基本法に基づきまして国が策定する防災基本計画に基づき、岐阜県が岐阜県の地域防災計画を策定されます。町として岐阜県地域防災計画に基づき、関ケ原町の地域防災計画を策定しているものであり、過去における災害の経験を礎に、自然的条件、社会的条件などを踏まえ、町における防災に関する計画を定めるもので、防災に関する基本的な事項を掲載したものとなってございます。

昨今の異常気象や地震被害などの対応を教訓に国の災害基本計画が見直しをされ、国や県の計画が修正された場合、町の計画も国や県の計画に沿って適宜見直しを行い、適切な防災対応を図るものでございます。

次に、高齢者・障害者など要配慮者支援と消防団との連携についてでございます。

まず、災害時要配慮者名簿でございますが、避難時に支援が必要な方の名称や対象者は大規模災害が起こるたびに見直され、災害弱者、要配慮者、災害時要援護者、避難行動要支援者と変化をしてきたところでございます。

平成25年には災害対策基本法が改正され、要配慮者のうち避難に支援を要する者を避難行動要支援者と位置づけて名簿を作成することが市町村に義務づけられたところでございます。関ケ原町でも避難行動要支援者名簿を策定しており、転入、転出、死亡、手帳など級の変更なども毎年更新をしているところでございます。令和８年度には住基情報や介護情報と連携可能な避難行動支援システムを導入し、常に最新の情報を確認できるよう準備を進めているところでございます。

次に、個別避難計画に関してでございます。

避難行動要支援者の生活状況から避難の際の協力者を定め、安全な避難経路を本人及び協力者とともに作成するものでございます。現状では、生活実態の把握及び協力者の選定など作業に人員と時間を要するため、全ての方についての作成はできておりませんが、独居訪問、または障害者手帳の発行時などを活用し、作成していくことを計画しております。

次に、消防団との情報共有、協力体制の強化でございます。

避難行動要支援者名簿は、身体状況から緊急連絡先まで多くの個人情報が含まれているため、この情報の管理が極めて重要となることから、現在は関係機関との情報共有はしておりません。災害発生時には同意がなくても関係機関に情報を提供できると法律により定めておりますが、情報を共有することにより避難行動などを早期に進めることができるよう個別避難計画の作成を進めるとともに、情報の管理体制についてもしっかり検討をしてまいりたいと考えております。

次に、防災訓練の内容と住民参加の実態についてでございます。

近年の総合防災訓練につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和２年度から令和４年度の３か年は開催を見送ったところでございますが、令和５年度は関ケ原町中学校を会場として周辺の自治会を対象に実施いたしました。

令和６年度については、野上及び大高自治会を対象に桃配運動公園での開催を計画しておりましたが、台風10号の接近により、参加住民の方々の安全を考慮し、中止をしたところでございます。

令和５年度に開催した総合防災訓練の状況でございますが、柴井自治会、稲荷自治会、若宮自治会、六反田自治会、天満自治会の５つの自治会の住民の方々を対象に実施させていただき、参加人数は対象住民の方々124名、災害ボランティアセンター17名、消防団54名、女性防火クラブ10名、不破医師会３名、不破消防組合西消防署10名、町議会議員６名、町職員86名、総勢

310名の規模で実施をしたところでございます。

訓練内容といたしましては、職員の非常参集訓練、住民の方々の避難経路による避難訓練、災害物資の配付訓練、災害ボランティアセンターの設置訓練、エアテントを利用した応急手当て訓練、水消火器を使った初期消火訓練、ビニール袋を使用した煙体験、竹と毛布を使っての応急担架作成訓練を実施し、そのほかでは各御家庭での必要な備蓄品の展示や防災アプリの紹介、また中部電力の御協力を得て停電情報アプリの紹介ブースを設置するとともに、消防団においては火災防御訓練を実施したところでございます。

開催日につきましては、９月１日が防災の日でございますので直近の土曜日に設定をしており、休日であることから、高齢者の方のみならず、子育て世代にも参加していただきやすい日程であると考えており、内容につきましても、年齢を問わず、どなたでも御参加いただけるものとなってございます。

また、訓練後の検証、フィードバック体制でございますが、現状では職員などの担う役割・訓練ごとの訓練結果などにより、より臨機応変な対応ができるよう訓練内容の検討に生かしてございます。

今後は、職員による実践的な情報伝達訓練や、町民の方々に御参加をいただき避難所の設営訓練を取り入れ、実効性の高い訓練内容としつつ、訓練での住民の方々の声をいただき、課題を整理し、必要に応じて改善措置を講じ、災害発生時に生かせるよう努めてまいります。

次に、消防団の体制と課題についてでございます。

現在の消防団員数は、定数110名に対し91名であり、充足率は82.7％でございます。

所属率は、本部が90％、西部分団が76％、北部分団96％、中部分団が80％、東部分団が64％となっております。

年齢構成の推移につきましては、５年前の令和２年の平均年齢は39.7歳、今年度の平均年齢は42.1歳であり、2.4歳高くなっている状況でございます。

近年の団員減少や高齢化の現状認識と対応策でございますが、議員御指摘のとおり人口減少や高齢化が進んでおり、消防団員の確保は重要な課題であることは認識しているところでございます。

そこで、町では現役消防団の声を聞くために、令和３年度に今後の活動の在り方について検討会を実施したところでございます。その中で、近年、団員確保が非常に困難な要因の一つが消防操法大会の訓練であり、長時間の訓練が若い年齢層の新入団員勧誘の妨げであり、かつ現役団員の退団が進むとの意見が多数ございました。

その現状を踏まえ、町では令和４年度から不破郡消防操法大会への参加を見直し、消防団員の負担軽減を図ったことで、人口減少の中、団員数は、令和４年度は87名、令和５年度87名、令和６年度89名、令和７年度91名と、団員数の維持、微増という状況で一定の効果が現れてい

ると考えております。

今年度は不破消防協会におきまして消防フェスタを計画しており、消防団員のお子様や御家族の方々に楽しめるような催しを開催し、消防団のイメージアップにつなげていきたいと考えております。

若者や女性の方の参加施策でございますが、現在、学生団員が２名、女性団員１名が町消防団で活躍をしていただいておりますが、現在、西濃圏域の消防団員確保推進協議会におきまして、女性消防団員や学生消防団員などを題材とした消防団員ＰＲ動画の作成を計画しておりますので、有効に活用してまいりたいと考えております。

地域活動との連携でございますが、各地域の自主防災組織の訓練などへ積極的に参加をするなど、地域とのつながりを大切にしながら、消防団の役割などＰＲ対策を強化してまいります。

次に、防災教育・啓発の取組についてでございます。

まず、小・中学校の防災教育の実施状況等でございますが、小・中学校での防災教育は、命を守る訓練として実施されている避難訓練や、災害の仕組みや対策を学ぶ防災学習などを通じて災害に適切に対応する能力の基礎ができるよう実施されているところでございます。

避難訓練としては、関ケ原小学校・中学校では、火災や地震の発生、また発生時の授業中や休み時間など様々なシチュエーションを設定した避難訓練を小・中とも年５回実施しております。そこで消防署など関係機関の指導も仰ぎながら、災害発生時の対処の仕方を学び、児童・生徒自らが危険を予測し、回避するための判断と行動を取ることができる力を身につけることができるようにしております。

また、防災学習としては、社会科や理科、保健体育など様々な教科、領域の中で、発達の段階に応じ、防災の狙いに沿った要素を取り入れた学習を進めております。

例えば社会科で、消防、警察、自衛隊などが自然災害から人々を守る行動を行っていることを学習したり、理科では自然災害の発生のメカニズムなどを学習したりしております。また、保健体育科では、どういったときにけがをしやすいのか、そのためにどんなことに気をつけたほうがいいのかなど、安全な行動について学習をしております。

さらに、今年度、関ケ原中学校では、２年生の総合的な学習の時間におきまして、清流の国ぎふ防災・減災センターから指導者を招き、災害図上訓練（ＤＩＧ）を実施する予定でございます。そのほかにも小学校では、夏休みに家庭教育学級として、家族で防災会議を行うことも計画しております。

次に、地域住民向けの防災講座や啓発活動でございますが、昨年度は避難所設営に関する講座を今須地区で１回開催させていただき、自治会向けの消火訓練では消防署の協力を得て５地区で実施、その他事業所や公共施設などの避難訓練、通報訓練、消火訓練などは20回ほど実施をしている状況でございます。

今後は、昨年１月の能登半島地震を教訓といたしまして、避難所設営に関する講座や訓練を進めてまいりたいと考えております。

次に、避難所の場所の周知に関してでございますが、各御家庭に配付をさせていただいておりますハザードマップの掲載、また防災行政無線の内容を確認できる防災アプリでの掲載、町ホームページへの掲載など、各ツールで周知に努めております。

避難所開設の仕組みの周知につきましては、現在十分ではございませんが、先ほど申し上げましたとおり、避難所設営の講座や訓練におきまして実際に体験していただくことが有効であるため、推進していきたいと考えております。

防災に関する取組は、どれだけすれば十分というものではございませんので、引き続き積極的な周知に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（松井正樹君）　再質問を許します。

〔１番議員挙手〕

北村一磨君。

○１番（北村一磨君）　避難所の場所に関してですけれども、関ケ原町のホームページを確認しますと、避難所一覧が2015年に更新されたままであります。地震ハザードマップに関しましては、2014年に更新されたままでございます。そのほかにも洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等が更新されておりますが、こちらは最新と言えるのかどうかを確認したいと思っております。

特に町民体育館とか、今回耐震工事をされておりますが、そういった町民体育館が一覧に入っておりませんし、今後に関してですけれども、子育て拠点支援施設等も避難所になってくるのかなと思いますので、そういったところを最新の状態に更新するべきではないかなと思いますが、現状に関して最新であるかどうかの確認をお願いいたします。

○議長（松井正樹君）　答弁を求めます。

澤頭総務課長。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君）　更新が、日にちが変わってないということで申し訳ございません。

まず、避難所の関係でございます。

現在、指定避難所13か所については変化がございません。最新ということで御理解いただいても結構でございます。

また、今お話がございました町町民体育館につきましては、ようやく耐震工事が完了して７月ぐらいから開放するというようなことを聞いておりますので、今年度中に新たに避難所を追加したいなというようなことは、今、内部で検討をしております。

また、子育て支援拠点施設につきましては、まず運営的にどういうような形で、実際に動い

て、その中で追加指定ができるのかどうかというのは検討していきたいというふうに考えております。

ハザードマップ等につきましても、今、最新というようなことでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（松井正樹君）　再々質問を許します。

〔１番議員挙手〕

１番　北村一磨君。

○１番（北村一磨君）　それでは、最後にですけれども、先ほどの小・中学校での防災訓練等の話がございましたが、机の下に潜り込んだり整列して学校の校庭に逃げ出したりというふうに昔のままの避難訓練ではないかなというふうに思っております。建物の耐震構造とか被害想定というのも昔とは違いますが、避難訓練は同じままでよいのかというところをちょっと心配しております。

地域や建物が変われば、その被害想定も変わって、同じ行動ではうまく対処し切れません。災害による被害を全て防ぐことはできません。私たちにできるのは、災害は起きる、そして被害は発生し得る、その前提の下にいかに被害を最小限にとどめるかということだと思っております。

保育園や小・中学校においても、防災訓練を通じて育むべきことは自分自身で判断する力だと思っております。自分が置かれている状況に応じた危機管理能力を身につけさせ、子どもたち自ら危険を探すことを教える防災教育を今後実施すべきだと思っております。

防災に用いられる考え方に、自助、共助、公助がありますが、行政が支援する公助は、単に最後の手段ではなく、自助や共助を推進するための制度や情報、環境整備を担う必要があると思っております。例えば、子育て支援制度や教育制度、防災情報の提供や支援金などが考えられます。

安心して暮らせるまちをアピールすることで、移住・定住にもつながると思っております。本町を防災に強いまちとして今後推進していってはどうかと思っておりますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（松井正樹君）　答弁を求めます。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊勝敏君）　今、議員のほうからいただきました避難訓練についてですが、議員御指摘のとおり、どちらかといえば、今、校内においてどのように避難するかということにやや偏りがある訓練であるということは思っています。ただ、その中では、状況に応じて自分の命をどう守るのかという視点は取り入れながら指導しているところでございます。

今後について２つ考えていきたいことがあって、１つは、先ほど申されたとおり、校内以外

の場所、例えば家庭でとか、あるいは起こった場合、どのように対応していくのかという視点の中で、命を守る訓練ということの幅を広げながら訓練の実施前後の中で指導していくということを考えております。

もう一点は、同じように今度は自分が災害が起きたときにどのように地域社会に貢献していくことができるのかといった視点で、とりわけ中学生の中ではそのような視点の中で訓練及び防災教育を進めていきたいと考えております。

具体的に今年もＤＩＧ訓練をやりますけれども、そんな中で自分が地域の中でどう貢献していく活動ができるのかという視点も加えながら、防災教育の見直しを進めていきたいと考えております。

○議長（松井正樹君）　西脇町長。

○町長（西脇康世君）　災害につきましては、先ほど総務課長が答弁したとおり、いろんな形態があるということで、町独自のことよりも全国的に起きたことを基に、国からの指針に基づいて、町でも起き得る災害として計画を定めているところでございますので、そういった計画に基づいて今後も進めていきたいと思っておりますが、議員御指摘のように、自助、共助、公助という段階の中で、自助、共助ができやすい体制、これをやっていかないと万が一のときにそれが動けないということでございますので、やっていきたいと思っております。

今までも、以前はなかったんですが、災害備蓄倉庫とか、そういったものにつきましては13か所造って、各地域に災害時に救助道具とか、そういったものを置くようにさせていただいて備えさせていただいている。

そのほかにも町での備品として、単なる食料だけじゃなしに、マットであるとか区切りテントであるとか、そういったものについても、十分とまではいきませんが、順次増強しながら体制を整えているという状況でございますので、避難が必要になったときにできるだけ困らないような体制には、万全とはいきませんけれども、順次進めていきたいというふうに考えております。そういったことで、関ケ原町が安全・安心な町だという認識を持っていただいて移住・定住につながるという御提案につながれば、これは非常にありがたいなと思っております。

ただ、関ケ原町、先ほども話がありました。ちょっと蛇足ですけれども、消防団員の確保について本当に苦労しております。住民の方がそれを認識していただいてちょっとでも協力していただく、これが本当に大事でございますので、私からもこの場を借りて切にお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（松井正樹君）　これで１番　北村一磨君の一般質問を終わります。

続きまして、５番　田中由紀子君。

〔５番　田中由紀子君　一般質問〕

○５番（田中由紀子君）　議長の御指名をいただきましたので、私は３点について質問を行いま

す。

１つ目は新設公園整備基本計画について、２つ目は国民健康保険加入者に資格確認書の交付を、３つ目は危険な暑さ対策のクールシェアスポットの取組についてを伺いたいと思います。

１．新設公園整備計画について。

昨年度、公園及び公民館周辺整備検討業務を委託されました。新設公園について、３か所の候補地を選び比較検討するというものでしたが、結果について大まかな説明をお願いします。

今年度は基本計画策定の中で場所が決定されるものと思いますが、その選定において次の大事な観点があると思います。

①早期に整備することが求められている。

長年、子ども議会で取り上げられてきました。子どもたちの願いは待ったなしの施策です。子どもたちにとっては、要望したことが実現できたという喜びにつながり、主権者教育や社会参画の意識向上につながります。

②豊かな自然の中で伸び伸びと遊び、子どもも大人も集える環境。公園のベンチに座っているだけで癒やされる環境です。

③町民だけでなく、観光客の休憩や親子連れの遊び場になるような環境、交流の場になります。

このような観点で場所を選定されたいと思いますが、町長のお考えを伺います。

大きな２番、国民健康保険加入者に資格確認書の交付を。

政府は、健康保険証の新規発行を停止し、マイナ保険証の一本化を強行しました。しかし、今年２月時点での国民全体のマイナ保険証の利用率は26.6％と低く、とりわけ高齢者や障害者などマイナ保険証利用が困難な方の利用率は顕著に低くなっています。

全国保険医団体連合会が行った調査では、マイナ保険証の有効期限切れ、カードリーダーの接続不良による機器トラブル、資格情報が無効などが続いており、その対応方法で最も多かったのは従来の保険証による資格確認でした。つまり、従来の保険証がバックアップ機能を果たしているわけです。

さて、従来の国民健康保険証の有効期限は７月31日であり、期限後に様々なトラブルや無保険状態となる懸念が予想されます。厚生労働省は、７月末に有効期限を迎える後期高齢者医療制度の保険証について、資格確認書の交付を求める人からの申請が市町村窓口に集中するおそれがあるとして、マイナ保険証の保有に関わらず、資格確認書（従来の保険証と同等のもの）を全員に交付することを決定しました。厚労省の説明を基にすれば、国民健康保険も同じだと思います。

現在の国民健康保険証の有効期限を迎える７月末までに、マイナ保険証の有無に関わらず、全ての国民健康保険加入者に資格確認書を一斉交付することを求めますが、伺います。

大きな３．危険な暑さ対策のクールシェアスポットの取組について。

気候変動適応法が改正され、昨年４月から施行されています。第21条には、市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、当該市町村の区域内に存する冷房設備施設、住民に開放できる施設を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定することができるものと規定しています。本町においても４か所のシェルターが指定されています。

クーリングシェルターは、気候変動適応法に基づき、熱中症特別警戒情報が発表されたときに使う施設ですが、これまで発表されたことがありません。特別警戒情報まで至らない場合に避難できるクールシェアスポットというのもあります。やむなく屋外に出かけなければならない場合や、子どもの登下校などで涼める施設や場所が利用できれば安心です。また、観光客にとっても必要ではないでしょうか。

公共施設、飲食店、事業所等へ呼びかけることや、涼しい屋外の場所にベンチを置くなど、クールシェアスポットの普及に取り組んでいただけないか、伺います。

以上、答弁をよろしくお願いします。

○議長（松井正樹君）　答弁を求めます。

兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君）　失礼いたします。

私のほうからは、新設公園整備整備基本計画についての答弁をさせていただきます。

昨年度委託しました公園及び公民館周辺整備検討業務につきましては、町内に新設公園を設置する場合の場所選定につきまして、小池、東町、中町地内の３か所の候補地について、経済性、地域住民のアクセス性、住民ニーズ、法・規則、事業の確実性、事業の迅速性等を総合的に比較決定をさせていただきました。結果、現在では小池もしくは中町地内に絞り、さらに具体的な計画を進めるため、今年度は新設公園整備基本計画策定業務委託料の予算計上をいたしております。

本業務につきましては、７月中の発注を目指し、現在事務を進めているところでございます。これから本格的な計画策定に着手する段階でございますので、現時点におきましては具体化している状況ではありません。議員から場所選定に当たる観点の御提案がございましたので、そういったことを含め総合的に今後検討をして判断していきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君）　西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君）　失礼します。

私からは、国民健康保険加入者に資格確認書の交付をについて答弁をさせていただきます。

資格確認書については、法律上、被保険者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときに交付することとされております。

後期高齢者において資格確認書の職権交付が令和８年７月末まで延長されたのは、長きにわたり利用されてきた被保険者証が廃止になるという大改正のため、新たな機器の取扱い等、新しい習慣に慣れるまでに時間を要する高齢者に配慮をしたためでございます。

厚生労働省からは、令和７年５月30日付で都道府県を経由して資格確認書の取扱いについて、国民健康保険の被保険者については、後期高齢者のようにマイナ保険証への移行に一定の期間を要する見込みが一般的に高いと言える状況ではなく、職権交付するコストを考慮すると、全員一律に資格確認書を交付する状況ではないとの通知がございましたので、厚生労働省の見解に沿って交付をする予定はございません。国保加入者の方には何とぞ御理解をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（松井正樹君）　小畑診療所事務局長兼医療保健課長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（小畑政治君）　失礼いたします。

私からは、危険な暑さ対策のクールシェアスポットの取組についてを答えさせていただきます。

近年における熱中症対策は重要であり、熱中症は予防するべきものとして取り組むものと考えております。議員からの御質問にもあるように、気候変動適応法の改正により、通称「クーリングシェルター」である指定暑熱避難施設を市町村長により指定することが可能となりました。

本町における当該施設は、関ケ原町役場、健康増進センター、国保関ケ原診療所、関ケ原ふれあいセンターの４か所であり、熱中症特別警戒情報が発表された場合にはクーリングシェルターとして開放されることとなります。

御質問のクールシェアスポットは一部の自治体により開設されておりますが、本町におきましては既存のクーリングシェルターとの併設や、公共施設のみでなく、いわゆる民間施設の協力を必要とするものか、施設数などを今後の検討課題としてまいりたいと考えております。

また、熱中症対策の啓発、特に高齢者等への注意喚起のために部署間の連携、関係機関との調整を図り、熱中症予防に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（松井正樹君）　大きな１番の再質問を許します。

〔５番議員挙手〕

５番　田中由紀子君。

○５番（田中由紀子君）　新設公園についてです。

子ども議会が９年前、2016年度から始まりまして、コロナ禍の１年を除き、これまで８回行われております。そのうち６回は公園の要望が取り上げられております。実に切実な声であると思います。それもちゃんと子どもたちがアンケートを取って要望として出されておりました。

最初に取り上げられたのは2018年ですから、それから７年が過ぎております。当時11歳だっ

た子が18歳の成人になっております。子どもたちの声を受け止めて生かすために、早期着手が必要ではないかというふうに思います。

この検討した業務の報告書を少し見せていただいたんですが、公民館の建て替えと同時に進めるという中町の案ですね。これは６年ぐらいかかるというふうになっておりまして、それではちょっと子どもたちの要望には応えられないのではないかというふうに思っておりますので、その辺のお考えを伺いたいと思います。

それから、公園の利用率を高めるというのも大事な点だと思います。私は観光客とか大人にも集ってもらえるような公園が必要ではないかと思いますので、そう考えますとおのずと場所は決まってくるのではないかというふうに思いますが、その辺のお考えも伺います。

それから、事業費、工事費の問題なんですけれども、この報告書では小池の公園ですね。すごく大きな公園で、駐車場も300台とかという非常に大きな規模の案が出されておりますが、概算工事費も15億を超えるということになっておりまして、ちょっとこのような規模では進めるのに足かせになってしまうのではないかというふうに思い、大変心配します。

それで、例えば第１期やって、しばらくしてから第２期を進める、そういう方法もあるのではないかというふうに思いますが、その辺が可能かどうかということもお伺いしたいと思います。

○議長（松井正樹君）　答弁を求めます。

兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君）　失礼いたします。

一つは、公園の御要望につきましては非常に多いということは我々も十分理解しているということでございまして、その中で今回こういった公園整備の計画というのを進めているという状況でございます。何とか整備ができたらいいなということを思いながら我々も進めていこうというところでございますので、また今後お力添えをいただけたらなと思っております。

それと、早期の事業着手の件でございます。南だとすごいかかるんじゃないかと、６年もかかるんじゃないかと。それはまだ全然決まっておりません。どちらかというと、北も造成をしようと思うと、土の入替えとか、そういったことをしていると、またそれもかかると。南だとそうならいいかというと、そんなことないんですけど、取壊しやら何やらしていくと。その辺がありますので、そういった具体的なことについては、今回の今年の業務を含めて検討していかなくてはいけないなというようなところでございます。

それで、北でということが何かお気持ちではあるような感じもいたしますけど、まだ決まっておりませんので、先ほども言いましたけど、今後決める話でございますので、そういったことはちょっとお答えできませんけれど、そういった諸条件を比較しながら、特に費用面のことも重要でございますので、進めていきたいなと思っているところでございます。

あと、利用率を上げるという話につきましても同じでして、北だとどうだ、南だとどうだと。北はそういった観光客が通るじゃないかということですけど、どちらかというと子ども向けのというか、そういったことの主眼性が今回の公園については大きいかなと思っております、先ほど議員もおっしゃられた御要望の話もありますし。それと南についてはどうかというと、南は学校のそばですので決して悪いということはございません。だから北がいいんだということではなしに、それも検討していかなくてはいけないなというふうに思っております。

そういったことでまだ何も決まっておりませんので、ちょっとぼやっとした御回答になりますけど、御理解をいただけたらなと。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君）　大きな１番の再々質問を許します。

〔５番議員挙手〕

５番　田中由紀子君。

○５番（田中由紀子君）　これから決めていくということで、私はその前に町長のお考えを伺いたかったということなんです。課長さんが答えていただいたんですが、町長としてはどうやって、今、何点か述べましたけれども、町長としてのお考えを伺いたいというふうに思っております。

なかなか北、小池のほうも用地買収というのがあって実務的には大変だと思いますが、私はやっぱり環境としては小池のほうがいいんじゃないかと。もちろん中町のほうもいいんですけど、観光客との交流とか利用率のことを考えると小池のほうがいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、決定する前に一般質問をさせていただきました。町長のお考えを、すみません、伺いたいと思います。

○議長（松井正樹君）　西脇町長。

○町長（西脇康世君）　ありがとうございます。

町としては、やはりできるだけ早く造りたいという思いはありまして、先ほど８年前から６回もされていると。町としても、どのような公園を造るかということに関しては、随分前からいいところを聞いて見に行ったり、こんな規模がいいかなという検討は内部でしていたんです。その内容に基づいて、今、具体的に場所を決めようと一段進んだところでございます。

しかしながら、前々から財政的に非常に厳しい中で、こういった施設をどうやって造るかというのが課題でございましたんで、そういったことが以前は非常に難しかったと。最近ちょっと起債等の関係も使えるかなということで、やろうかという思いで進めているところでございます。

そういったことで、単年でできてしまうということは考えておりませんので、公門の学校周辺、また小池のほう、どちらにしても何年かかけて計画的に進めるということで取組を進めていきたいと思っております。

ただ、議員が観光客と言われましたけれども、今、計画を進めている別に、旧北小学校の取壊しと、それに伴う公園整備についても検討しているところでございます。これはグランドデザイン事業の絡みでございますので、県の補助も頂きながらやれるということで。そうすると、小池と北小との距離を考えると、観光客にというのはあまり考える必要はないんではないかと。住民の方を中心に考えたときに、いかに楽しんでもらえるか、そういったことを中心に考えたほうがいいんではないかというふうに私個人的には思っておりますが、いずれにいたしましても、今そういったことを全て含めて検討をさせているところでございますので、その検討結果に基づいて最終的には私のほうで判断して決めていきたいと思っております。

できるだけ早く、今年度中にその場所を決めて、その後をどう進めるか、これにつきましても迅速にできるように努力してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

〇議長（松井正樹君）　大きな２番の再質問を許します。

〔５番議員挙手〕

５番　田中由紀子君。

〇５番（田中由紀子君）　それでは、マイナ保険証の資格確認書の交付について再質問を行います。

全国保険医団体が行った今年２月から４月の調査では、期限切れのトラブルが31％あったと発表しています。マイナンバーカードが始まって今年は10年目です。カード本体の更新をする人が全国で1,200万件。さらに、マイナポイント事業から５年目です。電子証明書の更新する人が1,580万人いて、それぐらいたくさんの人が更新しなければならないという、その背景があって期限切れのトラブルが３割もいるということです。

それで、マイナ保険証の利用率ですね。利用率が30％ということなので、８月１日からは７割以上の方がマイナ保険証１本になります。厚労省はそれを心配して、後期高齢者の加入者に対しては、マイナ保険証を持っている持っていないに関わらず、全員に交付しましょうということを決めたわけですので、私は国保も同じだと思います。私も国保ですけれども、本当によく理解されているかというと、自信がない世代です。そういう世代が多いというところも併せると、国保も同じではないかというふうに思っております。

それで、５月13日に厚生労働省から事務連絡というのがありました。それは、資格確認書の取扱いに関して、マイナ保険証を保有していない方については本人からの申請によらず職権で交付することに加え、高齢者や障害者の方などマイナ保険証の利用に当たって配慮を必要とする方については、マイナ保険証を保有している場合でも申請に基づき資格確認書を交付する取扱いとしているところだということで、資格確認書の申請の勧奨を行うなど丁寧な対応が必要となりますというふうに通達がありました。

それに基づいていろいろ動いておられると思うんですけれども、実際にどういった丁寧な対

応をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（松井正樹君）　西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君）　失礼します。

議員のおっしゃられる、マイナ保険証を保有しておられる方で要配慮者の方の申請があれば資格確認書の交付をすると。そのとおりでございまして、この要配慮者の方の申請があれば資格確認書を発行するということは、１年ぐらい前からそのようなことは通達が来ておりまして、ホームページでは既に周知をさせていただいておりますし、約１年前の「広報せきがはら」にも若干その旨の記載はさせていただいているところでございます。

しかしながら、なかなかホームページを絶えず見られるか、「広報せきがはら」を見て御理解いただけるかということもございますので、丁寧な周知ということに当たるのか当たらないかということもございますので、今後ちょっと御検討をさせていただき、ホームページのほうは既に載せさせていただいておりますので、そのまま継続をさせていただきまして、「広報せきがはら」のほうも掲載をするかどうかということもちょっと検討させていただきたいとは思うんですが。

申請によりまして交付させていただく資格確認書というのは、あくまでも本人さんが医療機関等に行かれたときにマイナ保険証で手続ができない方に対して発行するものでございますので、持っていたほうが楽だな、いいなという考えの下に申請をされると困りますので、その辺を誤解のないような形で周知させていく必要もあるのかなと思いますので。必要な方については当然申請によって交付させていただくのは当たり前なんですけれども、念のためという方がお見えにならないような形は取っていく必要があるのかなと思うので、過剰な広報、周知というのもどうなのかなというところはちょっと懸念をしておるところでございますので、検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君）　再々質問ですか。

再々質問を許します。

〔５番議員挙手〕

５番　田中由紀子君。

○５番（田中由紀子君）　ホームページではなかなか伝わらないし、広報でも見落とす場合が多々ありますので、広報でもお知らせしていただきたいんですが、結局、先ほど言われたように、窓口でマイナ保険証を使うのが困難な方に資格確認書を渡したいんだというふうに言われたんですけれども、それは何か線引きしちゃうことになりますね、国保加入者の方。あんたは駄目、あんたはいいというふうになってしまうのもおかしな話だと思うんです。

私はやっぱりそれは……。

〔発言する者あり〕

でも、要配慮者というのはどういう人のことを言うのかという問題もありますよね。そういう何か障害者で何級以上とか、高齢者で介護を受けておる人とか、そういう形ではないと思うんですね、要配慮者というのは。そういう形ではないと思いますので、その辺の線引きは非常に難しいと思います。

私は、百歩譲って全員交付しないということでありましたら、ぜひそういう申請で、マイナ保険証を使うのが大変で申請によって資格確認書、今までと同じような保険証が申請によって発行できますよというお知らせを各加入者の家庭に配っていただきたい。そうした丁寧な周知徹底をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（松井正樹君）　西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君）　失礼します。

後期高齢のほうはマイナ保険証、機器のほうを使うのがなかなか難しいということで一律に交付したということでございます。国保のほうは、まだマイナ保険証の利用率が、後期高齢の方と比べましても、若干ではございますが、月々利用率が上がっている状況でございますので、８月以降、マイナ保険証に一本化されたら、さらに利用率が上がるんではないかというふうに思っております。

国のほうも、そういう思いで後期高齢と一緒に一律に交付することはというふうな通達が県を通じて町のほうにも来ているところでございますので、先ほども申し上げましたように、各家庭に申請すれば資格確認書を出せますよという御案内をさせていただいたときに、あくまでも要配慮者についてはという。例えば今おっしゃられましたように、高齢者なら誰でもいいわけじゃなくて、介護認定を例えば受けてみえるとか、障害の方ですとか、あくまでも窓口で自分でマイナ保険証を利用できない方という位置づけで要配慮者となっていますので、各家庭に御案内をさせていただくと、申請すればみんなもらえるんだなというふうな誤解を招く、念のために持っておいたほうがいいなというふうに思われるのがどうかなと私は思っておりますので、その辺も含めてどういう形で周知させていただくのがいいのかということは、また御検討をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（松井正樹君）　西脇町長。

○町長（西脇康世君）　マイナカードの保険証利用というのをやられたことはありますか。ないですね。実際、私、何回もそれで使っているんですけれども、カードリーダーにそれを置くだけ、ほかは何もしません。それで引き取ると。どこが難しいんかという問題があると思います。多分、理解していただくときには、何が難しいかというと、ひもづけですね。マイナカードに保険証をひもづける、カードリーダー等を通じて操作する一回だけがちょっと難しいかもしれませんが、それさえ済んでしまえばできるというのは実感として思っております。

そういったことから考えると、できないできないできないと言われると、いつまでたっても

できない。ちょっとは努力して取り組んでみるという姿勢が大事ではないでしょうか。そういうことをせずに、いつまでたっても資格確認書と言っていたら、これはいつまでたっても解決はしないし、マイナカード利用に伴う不利益、それは本人が被ることになりますので、そういったことがないように、できるだけ国の方針に基づいて多くの方が取っていただくようにする、そういった努力は今後も続けていきたいと思いますので、その点は御理解していただいて、マイナカード、党として反対じゃなしに、やっていただくようにお願いいたします。

○議長（松井正樹君）　大きな３番について再質問ありますか。

〔５番議員挙手〕

５番　田中由紀子君。

○５番（田中由紀子君）　町長さんが答弁すると、どうしても言いたくなるという。ちょっと我慢します。

クールシェアスポットについてです。

大垣市のホームページを調べましたら、大垣市は去年、令和５年７月15日付ということで、「市の施設が「クーリングスポット」に！暑さをしのぎ涼しさを共有」、こういう画面が出てきました。市役所の１階の多目的スペースに開設されたクーリングスポットということで、クーリングスポットという看板も出して写真が載せられております。

それから、養老町ですね。養老町も先ほど述べた特別警戒情報、まだ一度も出されていないんですけど、特別警戒情報のときにクーリングシェルター、避難所、こんだけ開放しますよとホームページに載っております。それと同時に、ただし令和７年６月１日から９月30日は、熱中症特別警戒アラートが発表されていない場合でも開放しますというふうに丁寧に載せておられます。

私は、今、本当に危険な暑さというのは共通の認識だと思うんですが、せっかくなのでいろんなところにそういう涼める場所があれば本当に安心だなというふうに思うので、先ほど検討課題としたいと言われましたけど、まずできるところからやっていただけたらありがたいというふうに思いますので、答弁をお願いします。

○議長（松井正樹君）　小畑診療所事務局長兼医療保健課長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（小畑政治君）　失礼いたします。

議員おっしゃるとおり、いろんなところでのクーリングスポットの設置ということは、先ほどのお答えの中にもありましたように、検討させていただくところには間違いございません。

もう一つ別のことで申し上げますと、こちらも先ほどのお答えした中にあったのですが、いわゆる熱中症対策に対する啓発、特に高齢者等に対しての注意喚起というところで、今月、広報６月号に熱中症に注意しましょうという記事を掲載させていただいております。それから、地域自治会さん等での出前講座のときに、そういったチラシを配布させていただく。あとは民

生委員さん、今後になりますが、御自宅への訪問のときに同様のチラシ等で注意喚起をさせていただきます。そらから、いわゆるケアマネさんとかヘルパーさんのほうがまた個人宅訪問時に、そういった同様のチラシ等での注意喚起をさせていただくということを今実行しつつ、今後も計画しておりますので、そういったことで熱中症予防の対策とさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君）　再々質問を許します。

〔５番議員挙手〕

５番　田中由紀子君。

○５番（田中由紀子君）　最後の質問です。

高齢者の方については、そうやって丁寧に予防のお知らせをしていただいているんですが、私が心配なのは、年齢に関わらず、子どもも含めて、大人も含めて、そして観光客の方ですね。見ていて暑い中をずっと歩かれるのは大変やなといっていつも思いながら見ているんですけれども、施設だけではなくて屋外でもちょっと日陰になるような涼みどころ、そういうのがあると、子どもたちも学校帰りにちょっと涼んでいこうとか、そういう観光客の方も、あそこまで行ったら涼めるところあるよねみたいなことで利用できるんじゃないかなというふうに思うんですが、それは多分課が違ってくるかと思うんですが、屋外での対応もお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（松井正樹君）　西脇町長。

○町長（西脇康世君）　若い世代も含めて誰が熱中症になるか分からないということは確かでございますし、どこでなるかも分からないと。多くの方がなるまで気がつかないというのが現状でございます。ただ、そういったことの意識を持っている方については、ちょっとおかしいと思ったときにできるだけ早く対応していただく、避難をしていただくということが必要でございます。

そういったことから、今の御提案あった涼みどころであるとか、そのほかの公共施設等場所を増やすということについては、今後、場所をできないか検討させていただいて、できるだけ増やすようにしていきたいと思っておりますし、民間の施設、残念ながら関ケ原町内ではそういった民間施設で提供してもらえそうなところはあまり見当たらないんですが、そういったことが可能なところがもしあれば、お声かけさせていただいて協力していただくということも努力してまいりたいというふうに思いますので、何とか多くの方が熱中症にかからない、そんな施策展開をしていきたいと思っていますので、その点は御理解いただき、また御協力をいただけるように皆さん方にお願いしたいと思います。

○議長（松井正樹君）　これで５番　田中由紀子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前10時20分

再開　午前10時31分

〇議長（松井正樹君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問、続きまして、８番　髙木博之君。

〔８番　髙木博之君　一般質問〕

〇８番（髙木博之君）　では、議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

質問項目、子育て支援拠点施設の開設に伴う周辺整備について。

質問の要旨、令和６年12月に着工し、令和８年４月の完成に向けて進められている上記の施設開設に向けて周辺整備などが必要であると考えます。景観計画において重要区域内での建物でもあります。来年度の開設に向けて、良好な景観形成と交通安全対策などの計画が必要と考えます。

今後、ポケットパーク整備や公園整備計画による動線の変化などを含めて、周辺の交通処理計画により道路整備などが必要と考えますので、お伺いします。よろしくお願いします。

〇議長（松井正樹君）　答弁を求めます。

兒玉産業建設課長。

〇産業建設課長（兒玉勝宏君）　失礼いたします。

子育て支援拠点施設の開設に伴う周辺整備について答弁をさせていただきます。

子育て支援拠点施設の建設により交通安全対策が必要ではないかとの御質問でございますが、建設地につきましては２車線の道路が整備されており、歩道もある道路ですので、現在のところ道路の整備予定はございませんが、必要に応じ適切に対応していきたいと考えております。

なお、安全面の対策につきましては、南側道路沿いのＪＲとののり面沿いにおきましてガードパイプが一部切れておるところがございますので、それにつきまして連続性を保つようにガードパイプを設置し、さらに草の生え方もちょっとひどうございますので、防草対策シートを設置するという工事の発注のほうを予定いたしております。

それから、ポケットパーク整備や公園整備計画により道路整備が必要ではないかとの御質問につきましては、ポケットパークの整備といいますのはコンテナですか、仮設の店舗を設置するということをおっしゃっているのではないかと思いますけれど、それに伴う道路整備というのはありません。横断歩道もございますので、車を止めるんであれば南側に止められるんじゃないかと思いますけれど、整備の予定はございません。

それから、公園整備計画につきましては、今年度、新設公園整備基本計画の策定を実施しますので、場所選定からでございますけれど、必要に応じ、その中で安全面についても検討していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

〇議長（松井正樹君）　再質問を許します。

〔８番議員挙手〕

○８番（高木博之君）　では、再質問ということで、３つほど私のほうの考えたところがあるのですけれども、産建課長が言われましたように、ＪＲ沿いですね。これは公社のほうでフェンス等立派なものを建てられたと思うんですが、今現在見ると草が茂ってきて、上ってきて非常に見苦しい状態になっておりますし、東首塚は井伊直政の初陣の場所でもありますので、その辺も含めながら、フェンスは非常に高級な材料が使ってありますので、課長の言われるように防草シートであの辺の草を抑えるというのもよろしいんですが、場所的に歩道が北と南に両方にございますが、その先はなくなってしまっていますので、歩道が必要かどうかというのも思うんですが。

それと、幅員が取れるんでしたら、今後、除雪や何かの都合もありますので、堆雪場として使うこともできるんですが、今のところマウント型の歩道になっておりますので、その辺も考えて、今後取ってしまってゼブラゾーンにするか、ポケットパークの駐車場に可能であれば使えるかということも考えておるんですが、その辺も考慮願いたいと思います。

そして、２番目といたしましては、駅北と駅の南の大分、道路照明などについて格差があるんです。夜ちょっと通ってみたんですが、南側は非常に道路照明などしてよく見えるんです、照度が高いというんですかね。北側につきましては、今現在は何も、特に今やっているところから駅北９号線になるんですけど、それの終点の方向というのはボックスカルバートを越えて、その北側になるんですが、あの辺までが非常に暗くて。もう一つ言うなら、ＴＨＫと観光案内など観光の看板があるんですけど、町のほうの看板については照明が当ててあるんです。ＴＨＫさんについてはついてないので、その辺も、今後、道路照明の関係で考慮するんなら、一部北側につければ道路照明にも使えるし、特に駅北９号線、一番東側のほうにつきましては、道路区域には入ってないと思うんですが、あの残地について有効活用できれば、もうちょっと視距の確保とかもできると思うんですが。

一部具体的にも挙げさせていただきましたが、その辺のことも含めて今後どうされるかをちょっとお考え願えればと思います。よろしくお願いします。

○議長（松井正樹君）　兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君）　失礼いたします。

ちょっと答弁に漏れがあったら、また御指摘をいただけたらと思いますけど、歩道の件ですね、まず。

東西の線で下に下っていったら歩道がないんじゃないかという御指摘だと思うんですけれど、全体の通行量、どうしても南北、現在団地があるところの辺まではずっと歩道があるんですけれど、それより向こうにつきましては交通量が少ないので、それについて歩道整備をするというようなことは今のところ検討もされていませんし、やるということはないかなと思います。

それから、今のポケットパークのところですか、ちょっと御答弁がずれておったら申し訳ないんですけど、堆雪帯としても使えるようにということであって何か検討ができないかということだったんですけど、例えば道路の歩車道境界ブロック、それの撤去もどうかというようなこともありましたが、それはできませんので、逆でして、マウント型の歩道を造るなら、あれをつけないといけないというふうになっておりますので、撤去ということはできません。その辺りは難しいなというのはちょっと感じたところでございます。

それから、道路照明の関係ですね。下のほうへ行ったら暗いとか、そういうことも確かにありますけれど、あと今年につきましても、フェンスのところに照明をつけるということも実は検討したんです。といいますのは、もともと道路照明灯をつけるための電纜管というんですか、配管がなされているので、一緒にやってしまおうかなということも考えておったんですけれど、まだ子育て支援施設ができるという段階ではございませんので、それについても必要とあらば、その時点で考えればいいかなということで見送ったという経緯はございます。下のほうに行ったら計画があるのかというと、今はありませんけれど、必要とあらば、要望があったり、そういうことがあるんであれば、また検討していきたいなという段階でございますので、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。何か漏れがあったら。

〔発言する者あり〕

残地の計画については、ちょっと私どもでは予定は今のところないです。公園とか、そういうことに利用の可能性はあるかもしれませんけれど、そこについての公園の計画も今のところありませんし、あの残地をどうするかというのは、今のところは持ち合わせてないというような状況でございます。

○議長（松井正樹君）　再々質問を許します。

〔８番議員挙手〕

８番　髙木博之君。

○８番（髙木博之君）　すみません、１点だけでございますが、今、駅北９号線のほうについて、ＪＲのボックスから一番東の東首塚のところまでが認定されていると思うんですが、一部、ＴＨＫさんといろいろと用地の話をしながら交換とかしたんですが、南側につきましては、幅員は今現在、側溝を入れて５メーターぐらいあるんですが、残地が少しあるんです。当初は道路区域に入れられたかどうか、その辺は分かりませんが、草が生えておりますし、そこを使えば幅員が6.5メーターから７メーター、８メーターまで取れる場所があるんですが、その辺が一部だけ道路区域では入ってないので舗装はしてないというのも何か不思議な感じがしますので、その辺、区域に入れて幅員を確保するなりの検討、舗装してしまえば草も生えてきませんので、ＪＲとの境まで。その辺も検討願えませんでしょうかということで、最後の質問にさせていた

だきます。

○議長（松井正樹君）　兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君）　失礼いたします。

ＴＨＫの南側の５メーター道路、あそこのところに残地があるんじゃないかということ、それは私どもも理解をしておりまして、もともとなぜあそこに中途半端に少し残っているのかというのは確かに疑問がございますけれど、特にあそこの草については、お話がありまして草刈り等もしたりしているような状況でございますので、舗装があればいいなということは思いますけれど、ただ、そこまでして舗装を打ってということまでは、なかなか費用対効果の面からできないというのが実情でございます。本当を言いますと舗装を打ってしまいたいですが、できないという状況ですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（松井正樹君）　これで８番　髙木博之君の一般質問を終わります。

続きまして、７番　谷口輝男君。

〔７番　谷口輝男君　一般質問〕

○７番（谷口輝男君）　議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問項目ですが、今須宿問屋場（旧山崎家住宅）と今須宿についてということで、質問要旨ですが、関ケ原町は今年２月に今須宿問屋場（旧山崎家住宅）を町有形文化財に指定されました。令和７年度当初予算には、既に利活用検討業務委託料249万8,000円ほか草刈り剪定委託業務料等も予算が計上されておりました。さらに、５月の議会臨時会においては、登記手数料、調査測量業務、土地購入費など202万9,000円の補正予算が予算化されました。このように議会臨時会におきまして補正まで行って、このことを早急に進めたいように思われます。今後の保存・活用に向け、どのような構想や計画で事業展開を取り組んでいくのかを伺います。

そもそも問屋場とはどういうもので、文化財的価値はどれほどのものであったのか。

町は観光事業についても、町全体として観光のまちづくりの推進に努めてまいりたいということでありますが、「古戦場のまち」以外の魅力発信に宿場町としての目玉になるのではないか、町としての位置づけはどうしていくのか。

活用の仕方として、建物や敷地の整備を行い、見学できるようにするのか、また人を配置するのか。

今須地域や町民に、今須宿を含めその価値を知ってもらい、協力してもらうための取組、ＰＲ的なことですが、は必要であると思うがどうしていくのか。

以上、伺います。

○議長（松井正樹君）　西脇町長。

○町長（西脇康世君）　今須宿、問屋場について答弁させていただきます。

問屋場とは、幕府の役人や大名のための馬や人足の用意、幕府公用の書状や品物を取り扱う

施設でございます。中でも今須問屋場は、美濃16宿の問屋場のうち唯一の遺構とも言われており、調査によって建築年代が1828年と明らかになったことから、当時の建築技術や工法などを現在に伝えることを踏まえ文化財としての価値は高いという建議を受けまして、昨年度、町有形文化財に指定いたしたところでございます。

この問屋場を今須地区の拠点として町民の皆様や観光客に向けた公開、活用をいたしたく考えておりますが、方法や内容につきましては、今年度中に地元関係者との協議を進めた上で、仮称ではございますが、今須宿問屋場保存活用ビジョンを策定いたします。そのビジョンを基に保存修理及び活用整備を実施し、令和９年度開館を目指してまいりたいと考えております。

また、同問屋場を中山道今須宿周辺の核として位置づけの上、今須宿周辺の目指すべき方向性、その実現に向けて皆が取り組むことを洗い出し、また中山道今須宿周辺道の検討も同時に進めてまいりたいと考えております。

今後は、地元のさらなる理解、協力を得るために、地元向けの見学会の開催などを通じて今須地区全体の機運醸成も図ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（松井正樹君）　再質問を許します。

〔７番議員挙手〕

７番　谷口輝男君。

○７番（谷口輝男君）　今の回答ですけれども、ビジョンをつくり上げてというような話でございますけれども、ある程度の基本的な考え、構想をお持ちであると思います。ということで、見学できるようにするとか、また人を置くというようなことになれば、それなりの指定外の施設の改修、あるいは駐車場等々のこともありますし、管理人等を置くというようなこともございます。そのような重要な文化財であれば、文化財的なものが高いということであれば入場料とかの考え方もあると思いますけれども、それなりに町が、維持管理等もありますし財源を使わなければならないということになってくると思います。そこら辺の財源もどうするのかということもございます。

また、先ほど言われましたように、今須地区の核として考えるならば問屋場一軒だけでは観光客を引き寄せるようなことは難しいと思いますので周辺を今須宿として整備する。この整備をするのに関しましては、隣の柏原地区があるんですけれども、街なみ環境整備事業というような補助金、３分の１の補助事業を使っての、大分前なんですけど、やってみえます。地元住民の協力も必要でしょうが、宿場町らしくなるかどうか分かりませんけれどもそのようなことを。我が関ケ原町は、先ほど言われました補助事業が少なくて起債事業がほとんどに思われます。そういうことを考えますと、補助事業を含めて今後このような行っていくような考えはあるのか、伺います。

○議長（松井正樹君）　西脇町長。

○町長（西脇康世君）　先ほど、前提としてどう考えているかということでございます。確かに、私の個人的ということで御理解いただきたいと思いますけれども、前提としてはやはり有料で公開をしていきたいと。ただ、公開をするに当たって、どういう料金体系、また徴収方法をどうするかと、こういったことは今後検討していかなきゃいけないと思います。

また、この施設、やはり文化財としてですので、中を改造してリノベーションして使うというわけにはいかないと。直すとしたら旧に復する、復元のための修理というようなことは多少は必要だと思っていますけれども、内容を大きく変えるわけにはまいりませんので、その中でどうやってそれを活用するか。ただ単に見てもらうだけでいいのか、それともあんだけの広いスペースですので、その一角を使ってまた多少はお金を落としていただけるような、そんな方策を考えたらどうかとか、そういったことはやっていきたいなとは思いつつも、文化財としての制限をどこまで受けるのかと、そういったことは私も分かりませんので、そういったことを今度決める計画、それに基づいて判断してまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、管理をする段階で、やはり人は多少なりも配置をする必要があろうかと思っております。そのための財源というのは必要になってくるし、また電気代とかその他の経費、こういったものも必要になってくるということから、できるだけ多くの観光客に見ていただいて、入場料である程度は賄えないかということも考えていきたいというふうに思っております。

また、今須宿としての復元というのはなかなか難しゅうございますが、雰囲気等を何とか保てないかということを考えておりますし、その一環として、先般、今須峠のところに看板を立てさせていただいて、今須峠が難所であったということもちょっと周知したいなというふうに思っております。そういったことも今須宿との絡みで、あそこでなぜ問屋場があってわざわざ一旦止めたかということも皆さん方に知っていただければということで、今須峠との連携といいますか関連をより周知させていただければ、皆さんにも分かっていただけるのかな。そのほかに、何か雰囲気とか環境整備、こういったことが今後も出てくると思いますが、必要なものについてはその都度考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、この施設、冒頭に補正までしてと言われましたけれども、地権者との交渉の過程がございまして、当初は管理を移管するという話だったのが、途中で土地代については若干でいいんで欲しいと言われまして、そういった交渉があった上で買収という形を取らせていただいたという交渉の経過もございますので、その点を御理解いただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、あの地域、今須の問屋場の環境整備ということについては、あの建物だけじゃなしに周辺も含めて、駐車場等々、今後考えていかなきゃならないことでございますので、その点につきましては順次またお願いすることになると思いますので、よろしく御

理解賜りますようお願いいたします。

○議長（松井正樹君）　再々質問を許します。

〔７番議員挙手〕

７番　谷口輝男君。

○７番（谷口輝男君）　やってもらえるというようなことですけれども、今、観光客が見えるということもありまして、時たまですけれども、今須の国土交通省の駐車場にバスが止まって、団体さんが皆さんだーっと歩いてみえるところを見ることもあります。

今、雰囲気と言われました。町民の中でも、関ケ原宿とか今須宿を知らない方が見えるんじゃないかなと思います。今、関ケ原町の国道沿いにシャッター、今須の１か所もありますんですけど、シャッターに浮世絵みたいなのが描かれておりまして、観光のまちづくりとして宿場をアピールして今後いっていただければなというような気がしておりますし、せめて、今、今須峠の話をされました。僕も今須峠を見に行ったんですけど、看板なんてもさもさで、上に碑のことが書いてあるんですけど、碑が見えなかったのが草刈りしてありました。

ということで、せめてこういう宿場町だったことを示すような指標というか、そういうものを、今、改善センターの前にも今須宿と、それから看板が立っているんですけど、もう少し町並みの中に、ところどころでもいいんですけど、設置していただけたらなと思うんですけど、そこら辺の見解をちょっと伺います。

○議長（松井正樹君）　西脇町長。

○町長（西脇康世君）　関ケ原町におきましては、関ケ原宿と今須宿が大きく宿場町として存在しております。残念ながら関ケ原宿の部分については、国道21号が走ったということで中山道が消えてしまったと。その関係で町並みも、その当時をしのばせるものは皆無に近い。唯一、旅籠跡はちょっとまだやっているぐらいですね。ほとんどないというのが現状でございます。

その点、今須につきましては、街道はそのまま残っていると。建物等につきましては随分新しく変わっておりますけれども、常夜灯があったりして一部雰囲気が残っているところもございますので、そういったところを何とかうまく活用しながらできないかというふうには思いますが、じゃあ先ほど言われました醒井の街なみ環境整備事業等との、あれは住民の方が全員が一致して協力していただいてやられたというふうに、あの情景を見ると思うんですね。そこまでやっていただけるのかどうか、これはちょっと難しい話でございますので、できるだけ皆さん方に御協力を賜りながら、ちょっとでもできるような方策を考えられないかということで、これは短期的にはできないと思いますが、時間をかけてそんな環境整備を進めていけたらいいなというふうに思っております。

また、駐車場であるとか、そういったものについても今後整備をしていかないといけない部分については今後順次させていただきたいと思っておりますので、その点はお願いいたしたい

と思いますし、シャッターの絵ですね。これは町のほうで助成をさせていただきながら、シャッターの所有者の意向でやっていただけると。今言われたほかにも武将の絵をシャッターに描いていただいたとか、そういったところもございます。まだまだ塗れるようなシャッターはいっぱいあると思いますので、そういった方について、やはり自分で金を出してまでというのも多少はあるかと思いますが、御協力を賜れば非常にありがたいなというふうに思っておりますので、その点も補助内容をもうちょっと検討させていただければと思います。

○議長（松井正樹君）　これで７番　谷口輝男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩　午前10時59分

再開　午前11時10分

○議長（松井正樹君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第３　議案第44号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君）　日程第３、議案第44号　関ケ原町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４　議案第45号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君）　日程第４、議案第45号　関ケ原町太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案につきましては、総務民生常任委員会へ審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長　吉田仁君。

○総務民生常任委員会委員長（吉田　仁君）　それでは、総務民生委員会の報告をさせていただきます。

去る令和７年６月３日金曜日午前10時55分より役場大会議室において、８名の委員全員の出席により開催をいたしました。

職務のための出席者は、難波議会事務局長、西村書記で、傍聴者はございませんでした。

説明のための出席者は、西脇町長、藤田副町長、澤頭総務課長、高木企画政策課長、関東地域振興課長、安部古戦場活用推進課長、兒玉産業建設課長、岡島商工観光係長でございました。

会議結果の要旨を申し上げます。

初日に付託されました議案第45号について岡島商工観光係長等から条例の詳細について説明を受けました。

その後、出席委員より対象となる事業や区域、または土地所有者への周知方法等について質疑を行い、適宜回答を得ました。

その後、委員による協議を行い、本委員会として、委員長、議長を除いた６名の委員による採決を行い、議案第45号については全会一致で可決すべきとの結論に至りました。

以上、簡単でございますが、委員会報告とさせていただきます。

なお、報告漏れ等ございましたら、他の出席委員からの補足説明をお願いいたします。

○議長（松井正樹君）　これより委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

この議案に対する委員長の報告は可決です。この議案を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第５　議案第46号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君）　日程第５、議案第46号　関ケ原町景観条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第６　議案第47号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君）　日程第６、議案第47号　令和７年度関ケ原町一般会計補正予算（第３号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第７　議案第48号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君）　日程第７、議案第48号　令和７年度関ケ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第８　議案第49号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君）　日程第８、議案第49号　令和７年度関ケ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第１号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第９　議案第50号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君）　日程第９、議案第50号　令和７年度関ケ原町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10　議案第51号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君）　日程第10、議案第51号　令和７年度関ケ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11　議案第52号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君）　日程第11、議案第52号　令和７年度関ケ原町公共下水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12　議案第53号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君）　日程第12、議案第53号　令和７年度関ケ原町農業集落排水事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13　請願第１号について（委員長報告・質疑）

○議長（松井正樹君）　日程第13、請願第１号　「再審法改正を求める意見書」を国に提出することについての請願についてを議題とします。

請願第１号につきましては、総務民生常任委員会へ審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長　吉田仁君。

○総務民生常任委員会委員長（吉田　仁君）　それでは、総務民生委員会の報告をさせていただきます。

去る令和７年６月３日火曜日午前10時55分より会場を役場大会議室から委員会室に移し、８名の委員全員の出席により開催をいたしました。

職務のための出席者は、難波議会事務局長、西村書記で、傍聴者及び会議事件説明のための出席者はございませんでした。

会議結果の要旨を申し上げます。

初日に付託されました請願第１号について、趣旨説明は本会議において受けたため省略し、質疑を行いました。

その後、各委員の意見を聴取し、審議を重ねたところ、意見が多岐にわたり会期中に結論は出ず、さらに慎重に審査する必要があるとして、請願第１号については閉会中の継続審査の申出を行うとの結論に至りました。

以上、簡単ですが委員会報告とさせていただきます。

報告漏れ等ございましたら、他の出席委員からの補足説明をお願いいたします。以上です。

○議長（松井正樹君）　ただいま委員長より、請願第１号については、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中も継続して審査するとの申出がありました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。委員長の申出のとおり、請願第１号を閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、請願第１号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩　午前11時23分

再開　午前11時24分

○議長（松井正樹君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま町長から、議案第55号　令和７年度関ケ原町一般会計補正予算（第４号）が提出されました。

お諮りいたします。議案第55号を追加日程として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第55号を追加日程第１として議題とすることに決しました。

追加日程第１　議案第55号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君）　追加日程第１、議案第55号　令和７年度関ケ原町一般会計補正予算（第４号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君）　議案第55号について御説明申し上げます。

歳出に、訴訟案件に係る弁護士委託料51万円並びに参議院議員選挙に係る関係経費24万円、合わせて75万円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億4,038万2,000円とする令和７年度一般会計補正予算（第４号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君）　これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、順次説明願います。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君）　失礼いたします。

議案第55号　令和７年度関ケ原町一般会計補正予算（第４号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

お手元の議案書５ページをよろしくお願いいたします。

まず、歳出から御説明をさせていただきます。

選挙費の参議院議員選挙の関係でございます。

去る６月６日に開催されました岐阜県選挙管理委員会におきまして、７月に予定をされております参議院議員通常選挙におけるポスター掲示板の区画数について、当初の８区画から12区画に変更がなされたことに伴い、ポスター掲示板の設置・撤去委託料及びポスター掲示板の借上料にそれぞれ不足が生じますので、合わせて24万円を補正させていただくものでございます。

なお、特定財源といたしまして、県の支出金である参議院議員選挙委託金を充当するもので

ございます。

御審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○地域振興課長（関東正晃君）　続きまして、教育費、社会教育費、歴史民俗学習館費、委託料51万円につきましては、以前より訴訟案件となっております関ケ原検定事案につきまして、新たに提起されました２案件に係る顧問弁護士への弁護士委託料でございます。

なお、財源は前年度繰越金を充当するものでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君）　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これにて本会議に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会の宣告

○議長（松井正樹君）　以上をもちまして、令和７年第３回関ケ原町議会定例会を閉会いたします。

閉会　午前11時29分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

関ケ原町議会議長　　　松　井　正　樹

会議録署名議員　　　田　中　由紀子

会議録署名議員　　　谷　口　輝　男